

事 務 連 絡
令和 8 年 7 月 28 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局医事課
厚生労働省医政局総務課

令和 8 年熊本地震におけるオンライン診療を実施するための研修受講の
取扱いについて

今回の令和 8 年熊本地震に関して、オンライン診療を実施するための研修受講に関し、下記のとおりとするので、御了知の上、関係者への周知方お願いする。

記

「オンライン診療の適切な実施に関する指針」（平成 30 年医政発 0330 第 46 号厚生労働省医政局長通知別紙）において、オンライン診療を実施する医師は、厚生労働省が定める研修を受講しなければならないとされているところであるが、令和 8 年熊本地震に対する非常時の対応として、患者又は医療機関等が被災したことにより通常の診療が困難な場合であって、被災地（災害救助法の適用対象市町村をいう。以下同じ。）の医療機関に所属する医師又は被災地に派遣されている医師が速やかにオンライン診療を提供する必要がある場合には、当該研修を受講していない医師であっても、オンライン診療を実施しても差し支えないこととする。その際、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 14 条の 3 第 3 項、医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）第 9 条の 6 の 2 から第 9 条の 6 の 19 に定めるオンライン診療基準や「オンライン診療の適切な実施に関する指針」を確認する等により、適切な診療となるよう留意すること。

なお、上記以外の場合は、従前どおり、「オンライン診療の適切な実施に関する指針」に基づき、厚生労働省が定める研修を受講した医師がオンライン診療を実施すること。